

審査基準

令和 5年 9月 1日作成

法令名：大規模地震対策特別措置法施行規則
根拠条項：第6条の3第1項
処分の概要：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法令の定め： 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の3第2項
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先：申請書は、出発地を管轄する警察署の交通課窓口又は警察本部交通規制課
問合せ先：富山県警察本部交通部交通規制課（電話 076-441-2211）
備考：

審 査 基 準

令和 5年 9月 1日作成

法 令 名 : 大規模地震対策特別措置法施行規則
根 拠 条 項 : 第6条の4第1項
処 分 の 概 要 : 標章及び証明書の再交付
原権者 (委任先) : 都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め : 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の4第2項
審 査 基 準 : 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14 日
申 請 先 : 申請書は、出発地を管轄する警察署の交通課窓口又は警察本部交通規制課
問 合 せ 先 : 富山県警察本部交通部交通規制課 (電話 076-441-2211)
備 考 :